

民間団体が市施設を利用して犬・猫等の譲渡事業等を行う場合の考え方（案）H21.1.29

1. 基本的な考え方

現在、八王子市保健所では独自に犬・猫等の譲渡事業は行っていない。これは、八王子市保健所では犬・猫等の譲渡事業を東京都動物愛護相談センターに委託して実施していることや、八王子市保健所が独自に実施するに当たっては、その施設規模や職員体制が十分ではないことなどによるものである。

しかしながら、民間の団体がこれに類する事業を実施することは、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」の趣旨に沿うものと考えられる。

こうしたことから、保健所施設やその他の市保有施設を譲渡会場に使用したい旨の申出があり、その目的や実施方法が上記法令等に反しないと判断できる場合には、八王子市保健所は会場の確保に協力するものとする。

なお、その判断基準については、以下のとおりとする。

2. 八王子市保健所が協力する際の判断基準

(1) 事業の目的

犬や猫等の譲渡を行うことにより、市民の動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発に資するものであること。

(2) 実施主体の要件

- ① 新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
- ② 動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした規約をもって活動を行うこと。
- ③ 団体の代表者又は責任者を選出し、活動拠点があること。
- ④ 被譲渡者に対して動物愛護精神や適正飼育について、適切な講習が行えること。
- ⑤ その他、八王子市保健所保健総務課長が必要と認める要件を満たしていること。

(3) 実施方法

事業の実施方法について、東京都動物愛護相談センターが行っている譲渡事業に準じていること。

3. 手続

(1) 八王子市保健所施設（駐車場等）を利用する場合

- ① 八王子市保健所保健総務課と開催内容やその目的、団体などについて、事前打合せを行う。
- ② 事業予定者は、八王子市庁舎管理規則第8条第1項に基づき、庁舎等内行為許可申請書を提出する。
- ③ 八王子市保健所は、申請内容を確認し、施設利用が適切と判断できた場合は、八王子市庁舎管理規則第8条第3項に基づき、庁舎等内行為許可書を事業予定者に交付する。

(2) 保健所以外の公共施設を利用する場合

- ① 八王子市保健所保健総務課と開催内容やその目的、団体などについて、事前打合せを行う。
- ② その使用目的が、保健所業務と密接に関係し、保健衛生行政に資するものと判断できる場合は、八王子市保健所は施設管理所管との調整役を果たす。
- ③ その使用目的が、施設管理所管の業務目的に合致し、支障が無いと判断された場合、事業予定者は施設管理所管の指導のもとに所定の事務手続を行う。

4. その他

- (1) 緊急時の連絡網を作成し、庁舎等に損害を与えた場合は、速やかに連絡すること。
- (2) 実施する間は、会の名称等を掲示し、責任の所在を明確にすること。
- (3) 公共施設や参加者等に損害を与えた場合は、事業予定者が責任を持って対応することとし、市は一切の責任を負わない。
- (3) 実施結果を報告すること。